

消費者トラブルを防ぐ見守りネットワーク

協議会設置の お知らせ

高齢者や障害のある方が特殊詐欺や悪質商法の被害にあわないよう、地域の様々な主体による見守りネットワーク『京都市消費者安全確保地域協議会』を設置しました。

京都市消費者安全確保地域協議会

【設置日】
令和7年2月14日

【設置の目的】
京都市内における消費生活上特に配慮を要する高齢者及び障害のある方等の見守りや、その他の消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とします。

【構成員】
地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員、老人福祉員、障害者地域生活支援センター、すこやかクラブ京都(京都市老人クラブ連合会)、京都市地域女性連合会、京都府警察本部、京都市消費生活総合センターほか市関係部署

【活動内容】
①消費者被害の救済、防止又は見守り活動等の取組についての協議、情報交換
②消費者被害の救済、防止のための広報、啓発
③地域における見守り活動の推進に関する取組
④その他、消費者安全の確保のために必要な活動

地域の「見守り力」で
消費者トラブルを
防ぎます！



イメージ図



契約トラブル・悪質商法などのご相談は **消費生活総合センターへ**

相談無料 **075-366-1319**

相談時間
午前9時～午後5時 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
年末年始を除く土日、祝休日(午前10時～午後4時)の消費生活相談は **188** (局番なし) へ。
独立行政法人 国民生活センターの相談窓口につながります。

ホームページ

京都市消費生活総合センター

検索



〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る
西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階
京都市消費生活総合センター(事務) 075-366-2250

高齢者や障害のある方を見守る
地域のみなさまへ

あなたの「見守り」で、 安心安全を届けよう。

周りの『気づき』や『声かけ』が高齢者や障害のある方の
消費者トラブル防止につながります！



相談
無料

消費者トラブルの兆候に気づいたらご相談を

平日(午前9時～午後5時)

消費生活総合センター

☎ **075-366-1319**

土日祝休日(午前10時～午後4時)

消費者ホットライン

☎ **188** (独)国民生活センターの
相談窓口につながります

詐欺などの相談
は警察へ

平日(午前9時～午後5時45分)

警察総合相談室

☎ **#9110**



高齢者や障害のある方の被害の特徴

だまされたことに 気づきにくい

やさしい言葉や親切な態度で近づいてきて、話し相手になってくれるうちに、いつの間にか信じ込んでしまい、自分がだまされていることに気がつかないまま契約してしまうケースが少なくありません。判断力の衰えにつけこむ悪質業者もみられます。

被害にあっても 相談しない

被害にあったと気づいても、「だまされた自分が悪い」と自らを責めて、誰にも相談しない場合があります。なかには、「被害にあったことを知られるのが恥ずかしい」との思いから、被害を認めなかったり、事実を隠したりするケースもあります。

被害が表面化しないことで、繰り返し契約を結ばされてしまい、被害が高額化、深刻化するケースも…



消費者被害を防ぐために周囲ができること

- ◆ 変化に「気づく」こと
- ◆ 「声をかける」こと
- ◆ 関係機関に「つなぐ」こと

見守りのポイント

- | | |
|---|--|
| ☐ 見慣れない段ボール・商品がある | ☐ 修理やリフォームが増えた |
| ☐ 不審な郵便物、領収書がある | ☐ お金に困っている様子がある |
| ☐ 見慣れない人、業者の出入りがある | ☐ 貴重品など物がなくなっている |
| ☐ 電話している様子がおかしい | ☐ 親しい人ができて隠し事が増えた |



異変に気づいたときの対応の流れ

